

大東市立小・中学校統合基本方針

教育環境の充実のために

平成20年3月21日

大東市教育委員会

1 大東市立小・中学校の児童・生徒数の現状

大東市立小・中学校の児童・生徒数は、小学校では昭和56年に14,034人、中学校では昭和61年に6,882人がピークであったが、その後は減少傾向となり、平成19年5月1日では小学校は7,786人、中学校は3,393人となっており、今後も漸減していくであろうと推測される。

一方、学校数は、昭和58年に小学校15校、中学校8校となり、現在もそのままの学校数となっている。

個々の学校では、児童・生徒数の格差が生じてきたことや学校増設の際の不自然な校区分けが残存していたことから、平成14年9月の「大東市通学区域適正化委員会」答申では通学区域の変更が提案され、比較的円滑に通学区域の変更は実施され、その効果の見られたところである。

その後、「通学区域適正化委員会」の予測を大きく超える児童・生徒数の減少があり、それが教育に与える影響が強く懸念される状況となってきた。その理由として、

- (1) 切磋琢磨により育まれる向上心の育成
- (2) 多様な同年齢との交流による幅広い社会性や社交性の発達
- (3) 運動会などの集团的行事の盛り上がり
- (4) 教員どうしによる意見交換や相補的役割分担などの活発化
- (5) 特に1学年1学級では子どもの人間関係が固定化して、自由な自己改革への意欲などが、なくなりがちになることである。

そこで、学校の統合を行って、一定の学校規模を確保することにより、教育的に適切で、かつ、格差の少ない教育環境を児童、生徒に提供することにする。

2 大東市立小・中学校の適正規模について

- (1) 小学校は、12学級以上（児童数300名程度・各学年50名程度）、中学校は、9学級以上（生徒数255名程度・各学年85名程度）

を存続の許容範囲とし、この限度を恒常的に下回る、またはそうなると確実に予想される場合には、統合を行うことを原則とする。

- (2) 許容範囲の理由として、

小学校については、1学年2学級以上を安定的に維持することとし、その理由として、

- ・ クラス編成が不可能となり、友人関係の広がりや運動会などの行事の盛り上がりが欠けて児童の意欲が沈滞しがちとなること。
- ・ いじめや学級崩壊への対応としてのクラス替えができないこと。
- ・ 児童が学級の人数の多いことを望み、特に高学年にその傾向が強いこと。

である。

中学校については、学校全体で9学級以上とし、その理由として、

- ・ 中学生の場合は3学年であり、1学年1学級となる可能性が少ないこと。
- ・ 教科担任制のため、望ましい教員数の確保には各学年3学級以上が必要であり、かつ、学校の活気や生徒の友人関係上の広がり、発達ということから、その程度の規模が必要であること。

である。

3 適正規模や適正配置による学校統合の具体的方策、実施時期

中学校については、6、7年程度先においては許容範囲を下回る学校が生じる予測がないことから、今回、統合の方針は策定しないことにする。

小学校については、現在ないし5、6年以内に基準を下回る学校があることから、統合の方針を策定することにしたが、その主な視点として、

子どもにとって望ましい学校規模

地域性

中学校への接続

実施時期の融通性

通学の安全性

通学距離

施設の容量

将来的に予想される中学校の統合において、不都合が生じないような小学校の統合を
考えること。

である。

通学区域を変更することにより、存続を望む声もあるが、近い将来、通学区域の変更や統合を検討する必要性が生じてくることから、児童や保護者への不安感を払拭すること、通学区域の変更だけでは小学校と中学校の接続関係に問題が生じる可能性があることから、次のように3小学校を統合することにした。

また、統合の実施時期については、対象校の小規模化の度合い、統合後の学校の児童数と施設の容量とのつりあい、統合への一定の準備期間の必要性などを考慮した。

- (1) 四条小学校と四条南小学校を統合、校舎は四条南小学校を活用し、統合された小学校の児童は、現行どおり四条中学校に進学する。実施時期は、平成23年度とする。
- (2) 北条西小学校と北条小学校を統合、校舎は北条小学校を活用し、統合された小学校の児童は、現行どおり北条中学校に進学する。実施時期は、平成24年度とする。
- (3) 深野北小学校の通学区域のうち南津の辺町を四条北小学校に、南津の辺町以外（深野北1～5丁目、深野2丁目6～8番、深野3丁目28・29番）の通学区域を深野小学校と統合し、それぞれの校舎を活用し、中学校については現行どおり深野中学校に進学する。実施時期は、平成25年度とする。

4 統合に関わる諸課題への対応について

「大東市学校統廃合検討委員会最終答申」において、統合を実施するにあたっては様々な問題が生じてくると提起されていることから、教育委員会は市と連携し、次の事項についてきめ細かく対応することにする。

- (1) 保護者や住民への理解を促進するとともに、双方の学校の児童、教員や保護者の事前交流などの準備作業を進める。また、統合後の学校の名称などについても、お互いが納得できるよう十分な話し合いを進めるとともに、記念行事などの思い出づくりへの配慮を行うこと。
- (2) 元の学校の教員配置など児童の心理的負担を軽減し、教育やケアの連続性を保障するよう

に努めるとともに、児童が互いに良好な人間関係を築けるよう十分な注意を払う。また、統合により、子どもや市民のスポーツ活動などの施設の確保に支障が生じないようにすること。

- (3) 障害者に配慮するなど安全な通学路の確保について、関係機関に要請するなど十分な安全対策を講じること。
- (4) 統合により得られた財源を教育の改善に活用する。具体的には、設備等の教育環境の充実とともに、分割授業の実施、また、いじめや不登校問題への対応を充実すること。
- (5) 学校の施設や跡地を生涯学習や防災への対応など、有効的に活用すること。